

令和 4 年 1 月 3 1 日 招 集

第 2 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和4年第2回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第3号	天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	令和4年 1月31日		
議第4号	天草市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第5号	天草市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第6号	天草市体育館条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第7号	天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第8号	天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第9号	天草市河浦生活支援ハウス条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第10号	天草市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第11号	天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第12号	熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	"		
議第13号	工事請負契約の変更について	"		
議第14号	指定管理者の指定について（本渡南地区コミュニティセンター）	"		
議第15号	指定管理者の指定について（本渡北地区コミュニティセンター）	"		
議第16号	指定管理者の指定について（亀場地区コミュニティセンター）	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第17号	指定管理者の指定について（栢宇土地区コミュニティセンター）	令和4年 1月31日		
議第18号	指定管理者の指定について（志柿地区コミュニティセンター）	〃		
議第19号	指定管理者の指定について（志柿町瀬戸地区コミュニティセンター）	〃		
議第20号	指定管理者の指定について（下浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第21号	指定管理者の指定について（楠浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第22号	指定管理者の指定について（本町地区コミュニティセンター）	〃		
議第23号	指定管理者の指定について（佐伊津地区コミュニティセンター）	〃		
議第24号	指定管理者の指定について（宮地岳地区コミュニティセンター）	〃		
議第25号	指定管理者の指定について（牛深地区コミュニティセンター）	〃		
議第26号	指定管理者の指定について（久玉地区コミュニティセンター）	〃		
議第27号	指定管理者の指定について（魚貫地区コミュニティセンター）	〃		
議第28号	指定管理者の指定について（深海地区コミュニティセンター）	〃		
議第29号	指定管理者の指定について（二浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第30号	指定管理者の指定について（楠浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第31号	指定管理者の指定について（大浦地区コミュニティセンター）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第32号	指定管理者の指定について（須子地区コミュニティセンター）	令和4年 1月31日		
議第33号	指定管理者の指定について（赤崎地区コミュニティセンター）	〃		
議第34号	指定管理者の指定について（上津浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第35号	指定管理者の指定について（下津浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第36号	指定管理者の指定について（島子地区コミュニティセンター）	〃		
議第37号	指定管理者の指定について（御所浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第38号	指定管理者の指定について（御所浦南地区コミュニティセンター）	〃		
議第39号	指定管理者の指定について（牧島地区コミュニティセンター）	〃		
議第40号	指定管理者の指定について（御所浦北地区コミュニティセンター）	〃		
議第41号	指定管理者の指定について（嵐口地区コミュニティセンター）	〃		
議第42号	指定管理者の指定について（浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第43号	指定管理者の指定について（棚底地区コミュニティセンター）	〃		
議第44号	指定管理者の指定について（宮田地区コミュニティセンター）	〃		
議第45号	指定管理者の指定について（栖本地区コミュニティセンター）	〃		
議第46号	指定管理者の指定について（小宮地地区コミュニティセンター）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第47号	指定管理者の指定について（宮南地区コミュニティセンター）	令和4年 1月31日		
議第48号	指定管理者の指定について（大宮地地区コミュニティセンター）	〃		
議第49号	指定管理者の指定について（大多尾地区コミュニティセンター）	〃		
議第50号	指定管理者の指定について（中田地区コミュニティセンター）	〃		
議第51号	指定管理者の指定について（碓石地区コミュニティセンター）	〃		
議第52号	指定管理者の指定について（御領地区コミュニティセンター）	〃		
議第53号	指定管理者の指定について（鬼池地区コミュニティセンター）	〃		
議第54号	指定管理者の指定について（二江地区コミュニティセンター）	〃		
議第55号	指定管理者の指定について（手野地区コミュニティセンター）	〃		
議第56号	指定管理者の指定について（城河原地区コミュニティセンター）	〃		
議第57号	指定管理者の指定について（福連木地区コミュニティセンター）	〃		
議第58号	指定管理者の指定について（下田北地区コミュニティセンター）	〃		
議第59号	指定管理者の指定について（下田南地区コミュニティセンター）	〃		
議第60号	指定管理者の指定について（高浜地区コミュニティセンター）	〃		
議第61号	指定管理者の指定について（大江地区コミュニティセンター）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第62号	指定管理者の指定について（新合地区コミュニティセンター）	令和4年 1月31日		
議第63号	指定管理者の指定について（一町田地区コミュニティセンター）	〃		
議第64号	指定管理者の指定について（富津地区コミュニティセンター）	〃		
議第65号	指定管理者の指定について（宮野河内地区コミュニティセンター）	〃		
議第66号	指定管理者の指定について（天草市総合交流施設愛夢里）	〃		
議第67号	指定管理者の指定について（天草市牛深温泉センター）	〃		
議第68号	指定管理者の指定について（うしぶか海彩館）	〃		
議第69号	指定管理者の指定について（宿泊施設やすらぎ荘）	〃		
議第70号	指定管理者の指定について（リップランド公園）	〃		
議第71号	指定管理者の指定について（河浦海上コテージ）	〃		
議第72号	公有水面埋立免許に関する意見を述べることについて	〃		
議第73号	市道路線の認定について	〃		
議第74号	令和3年度天草市一般会計補正予算（第14号）	〃		
議第75号	令和3年度天草市一般会計補正予算（第15号）	〃		
議第76号	令和3年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第77号	令和4年度天草市一般会計予算	令和4年 1月31日		
議第78号	令和4年度天草市国民健康保険特別会計予算	〃		
議第79号	令和4年度天草市介護保険特別会計予算	〃		
議第80号	令和4年度天草市後期高齢者医療特別会計予算	〃		
議第81号	令和4年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算	〃		
議第82号	令和4年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算	〃		
議第83号	令和4年度天草市斎場事業特別会計予算	〃		
議第84号	令和4年度天草市一町田財産区特別会計予算	〃		
議第85号	令和4年度天草市新合財産区特別会計予算	〃		
議第86号	令和4年度天草市病院事業会計予算	〃		
議第87号	令和4年度天草市水道事業会計予算	〃		
議第88号	令和4年度天草市下水道事業会計予算	〃		

議第 3 号

天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例

天草市個人情報保護条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 2 項」に改める。

第 3 6 条第 1 項第 1 号中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 2 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 号

天草市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(天草市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 天草市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 7 号）の一部を次のように改める。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 意見を聞いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第 8 項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第 9 条第 2 項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第 1 0 条第 2 項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に

次の 1 号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

(天草市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 18 年天草市条例第 33 号）の一部を次のように改める。

第 2 条第 1 項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を提出して」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(天草市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第 3 条 天草市予防接種健康被害調査委員会条例（平成 18 年天草市条例第 151 号）の一部を次のように改める。

第 8 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における押印等の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 5 号

天草市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市営駐車場条例の一部を改正する条例

天草市営駐車場条例（平成 1 8 年天草市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市営崎町駐車場の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

区分	普通自動車	軽自動車
月極料金	4,500円	3,500円

（備考） 月の中途から利用する場合も、1 月として計算する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市営崎町駐車場の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 号

天草市体育館条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市体育館条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市体育館条例等の一部を改正する条例

(天草市体育館条例の一部改正)

第 1 条 天草市体育館条例(平成 18 年天草市条例第 101 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市富津体育館の項を削る。

別表第 2 中 「天草市新合体育館
天草市富津体育館」 を 「天草市新合体育館」 に改める。

(天草市運動広場条例の一部改正)

第 2 条 天草市運動広場条例(平成 18 年天草市条例第 104 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市宮南運動広場の項を削る。

別表第 3 天草市天附グラウンド夜間照明施設の項及び天草市河浦さざんか公園運動広場夜間照明施設の項を削る。

(天草市地域交流施設条例の一部改正)

第 3 条 天草市地域交流施設条例(平成 18 年天草市条例第 112 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市今田地域交流施設の項を削る。

別表天草市今田地域交流施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

社会体育施設の見直し等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 7 号

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年
天草市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 1 条・第 5 2 条）」を
第 3 章
第 4 章
節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 1 条・第 5 2 条）
に改める。
雑則（第 5 3 条）」

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 3 8 条第 2 項を削る。

第 4 2 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 4 項中「特
定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であ
ると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に
次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項（同法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて
適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者によ
る特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置
その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳
未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教

育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加え、「次に」を「次に」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記

載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、

同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 8 号

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年天草市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 4 2 条—第 4 8 条）」を
「第 5 章 事業所内保育事業
第 6 章 雑則（第 4 9 条
業（第 4 2 条—第 4 8 条）
に改める。
）」

第 6 条第 1 項本文中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「以下この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 6 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加え、「、次に」を「次に」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 9 号

天草市河浦生活支援ハウス条例の一部を改正する条例の制定について

天草市河浦生活支援ハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市河浦生活支援ハウス条例の一部を改正する条例

天草市河浦生活支援ハウス条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 高齢者に対する介護支援機能、居住機能及び交流機能の総合的な提供並びに災害等の緊急時において援護が必要な市民に対する居住機能の一時的な提供を行うための施設として、生活支援ハウスを設置する。

第 4 条を次のように改める。

（利用の範囲）

第 4 条 生活支援ハウスを利用することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 本市に住所を有するおおむね 6 0 歳以上の者のうち、一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者又は家族による援助を受けることが困難な者であって、身体が虚弱又は住宅環境、高齢等のため独立して生活することに不安のあるもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

第 6 条第 1 号中「老人福祉」を「第 1 条の規定」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

河浦生活支援ハウスに係る利用の範囲の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。
これが、この条例を提出する理由である。

議第 10 号

天草市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

天草市立学校給食センター条例（平成 18 年天草市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市立本渡学校給食センターの項中「天草市亀場町亀川 99 番地」を「天草市東町 7 番地 41」に改め、同表天草市立新和学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市立本渡学校給食センターの移転及び天草市立新和学校給食センターとの統合に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 11 号

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 256 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 給水人口は、73,954 人とする。

(3) 1 日最大給水量は、33,236 立方メートルとする。

第 3 条第 4 項第 1 号中「市の区域内」を「天草町下田地区、天草町高浜地区及び河浦町一町田地区」に改め、同項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 排水人口は、2,000 人とする。

(3) 1 日最大処理能力は、2,100 立方メートルとする。

第 3 条第 5 項第 1 号中「市の区域内」を「倉岳町棚底地区及び倉岳町浦地区」に改め、同項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 排水人口は、2,500 人とする。

(3) 1 日最大処理能力は、881 立方メートルとする。

第 3 条第 6 項第 1 号中「市の区域内」を「御所浦町本郷地区、倉岳町宮田地区、五和町通詞島地区、河浦町崎津地区、河浦町宮野河内地区及び佐伊津地区」に改め、同項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 排水人口は、10,383 人とする。

(3) 1 日最大処理能力は、3,325 立方メートルとする。

第7条中「100万円以上」を「300万円以上」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

天草市水道事業計画及び天草市下水道事業計画の見直し等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 12 号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 6 月 30 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組
合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部
を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 10 号に関する事務の項中「、宇城市」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約別表第 2 の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 13 号

工事請負契約の変更について

令和 3 年 8 月 5 日議決された議第 123 号「工事請負契約の変更について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 572,838,152 円」を「契約の金額 578,822,947 円」とする。

(提案理由)

(都) 今釜本渡港線橋梁 (A1 橋台・P1 橋脚) 工事請負契約において、設計図書の変更等に伴い契約金額を増額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 14 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
本渡南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市港町 13 番 5 号
本渡南地区振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 15 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

本渡北地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市今釜町 10 番 43 号

本渡北地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 16 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

亀場地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市亀場町亀川 1698 番地

亀場地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 17 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

栢宇土地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市栢宇土町 1711 番地

栢宇土地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 18 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
志柿地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市志柿町 3390 番地 10
志柿地区振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 19 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
志柿町瀬戸地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市志柿町 3390 番地 10
志柿地区振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 20 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市下浦町 1282 番地

下浦地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 21 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

楠浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市楠浦町 2366 番地

楠浦地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 22 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
本町地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市本町本 832 番地
本町地区振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 23 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

佐伊津地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市佐伊津町 2258 番地

佐伊津地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 24 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

宮地岳地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市宮地岳町 5616 番地 2

宮地岳地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 25 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
牛深地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市牛深町 122 番地 2
牛深地区振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 26 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

久玉地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市久玉町 1 4 1 2 番地 1 2

久玉地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 27 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

魚貫地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市魚貫町 5536 番地 1

魚貫地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 28 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

深海地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市深海町 1842 番地 42

深海地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 29 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

二浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市二浦町亀浦 1035 番地 11

二浦地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 30 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

楠甫地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町楠甫 4 6 2 9 番地 7

楠甫地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 3 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
大浦地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市有明町大浦 1 7 2 3 番地 1
大浦地区振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 3 2 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
須子地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市有明町須子 2 0 8 2 番地 3
須子地区振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 33 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

赤崎地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町赤崎 1801 番地 1

赤崎地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 34 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

上津浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町上津浦 3706 番地 4

上津浦地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 35 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下津浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町下津浦 2505 番地 2

下津浦地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 36 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

島子地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町大島子 2550 番地 1

島子地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 37 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

御所浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 7

御所浦地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 38 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
御所浦南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市御所浦町御所浦 6 1 9 6 番地 2
御所浦南地区振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 39 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

牧島地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町牧島 6 2 5 番地 7

牧島地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 40 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

御所浦北地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町横浦 383 番地 6

御所浦北地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

嵐口地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町御所浦 2 8 9 5 番地 1 4

嵐口地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 2 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市倉岳町浦 3 0 8 9 番地 1

浦地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 3 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

棚底地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市倉岳町棚底 1 7 8 6 番地 4

棚底地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 4 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
宮田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市倉岳町宮田 1 3 2 7 番地 1
宮田地区振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 5 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

栖本地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市栖本町河内 4 4 1 4 番地 1

栖本地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 46 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

小宮地地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町小宮地 669 番地 1

小宮地地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 47 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

宮南地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町小宮地 10821 番地 1

宮南地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 48 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大宮地地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町大宮地 4 2 7 5 番地 1

大宮地地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 49 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
大多尾地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市新和町大多尾 2852 番地 1
大多尾地区振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 50 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

中田地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町中田 2270 番地 5

中田地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 5 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

碓石地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町碓石 9 5 9 番地 1

碓石地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 5 2 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

御領地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 1 2 1 5 3 番地

御領まちづくり振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 53 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼池地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町鬼池 1184 番地

鬼池まちづくり振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 5 4 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
二江地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町二江 3 0 6 6 番地
二江まちづくり振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 55 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

手野地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町手野一丁目 3768 番地 3

手野まちづくり振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 56 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

城河原地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町城河原一丁目 17 番地 1

城河原地域づくり振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 57 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

福連木地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町福連木 3645 番地 2

福連木里づくり振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 58 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下田北地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町下田北 534 番地 1

下田北地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 59 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下田南地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町下田南 3040 番地 1

下田南地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 60 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

高浜地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町高浜南 501 番地 1

高浜地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 6 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大江地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町大江 7 4 8 0 番地 5

大江地域づくり振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 6 2 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新合地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町新合 2 0 0 8 番地 4

新合地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 63 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
一 町田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市河浦町河浦 5 2 2 3 番地
一 町田地区振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 64 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
富津地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市河浦町崎津 1 1 1 7 番地 2
富津地区振興会
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 65 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

宮野河内地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町宮野河内 337 番地 6

宮野河内地区振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 66 号

指定管理者の指定について

天草市総合交流施設愛夢里条例（平成 18 年天草市条例第 215 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市総合交流施設愛夢里

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町河浦 4747 番地 1

有限会社愛夢里

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 67 号

指定管理者の指定について

天草市牛深温泉センター条例（平成 18 年天草市条例第 221 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市牛深温泉センター

2 指定管理者となる団体

天草市牛深町 2286 番地 116

株式会社うしぶか

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 68 号

指定管理者の指定について

天草市うしぶか海彩館条例（平成 18 年天草市条例第 222 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
うしぶか海彩館
- 2 指定管理者となる団体
天草市牛深町 2286 番地 116
株式会社うしぶか
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 69 号

指定管理者の指定について

天草市宿泊施設やすらぎ荘条例（平成 18 年天草市条例第 223 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
宿泊施設やすらぎ荘
- 2 指定管理者となる団体
天草市牛深町 2286 番地 116
株式会社うしぶか
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 70 号

指定管理者の指定について

天草市リップランド公園条例（平成 18 年天草市条例第 224 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
リップランド公園
- 2 指定管理者となる団体
天草市有明町上津浦 1955 番地
天草ありあけ株式会社
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 7 1 号

指定管理者の指定について

天草市河浦海上コテージ条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 2 7 号）第 1 6 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
河浦海上コテージ
- 2 指定管理者となる団体
天草市河浦町河浦 4 7 4 7 番地 1
有限会社愛夢里
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 7 2 号

公有水面埋立免許に関する意見を述べることについて

公有水面埋立免許に関しては、免許権者（熊本県知事）に対し、次のとおり意見を述べるものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 出願者の住所及び氏名

熊本県天草市東浜町 8 番 1 号 道路管理者 天草市

2 埋立位置及び埋立区域

(1) 埋立位置

天草市今釜新町 1 0 1 番及び 1 0 1 番 2 地先公有水面

(2) 埋立区域

次の①の地点から⑮の地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑮の地点を結んだ線により囲まれた区域並びに、⑯の地点から⑳の地点を順次に直線で結んだ線及び⑯の地点と⑳の地点を結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 基点 3級基準点（北緯 3 2 度 2 7 分 2 6 . 5 6 2 7 秒、東経 1 3 0 度 1 1 分 4 9 . 9 8 8 5 秒の地点）から 2 9 6 度 3 1 分 4 3 秒 1 9 9 . 2 8 m の地点

②の地点 ①の地点から 3 2 5 度 0 8 分 0 8 秒 9 . 8 9 m の地点

③の地点 ②の地点から 3 2 5 度 0 8 分 0 8 秒 6 . 2 6 m の地点

④の地点 ③の地点から 3 2 5 度 0 6 分 3 1 秒 3 . 1 7 m の地点

⑤の地点 ④の地点から 3 2 8 度 3 7 分 5 8 秒 2 1 . 6 5 m の地点

⑥の地点 ⑤の地点から 3 3 0 度 5 4 分 3 3 秒 1 4 . 2 4 m の地点

⑦の地点 ⑥の地点から 3 2 3 度 3 2 分 3 2 秒 2 2 . 1 1 m の地点

⑧の地点 ⑦の地点から 3 2 4 度 3 0 分 1 7 秒 4 . 9 2 m の地点

⑨の地点 ⑧の地点から 2 4 0 度 2 9 分 5 4 秒 0 . 2 5 m の地点

⑩の地点 ⑨の地点から 3 2 2 度 3 7 分 1 0 秒 8 . 4 5 m の地点

⑪の地点	⑩の地点から	2 4 1度5 6分1 2秒	4. 1 8 mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	1 4 1度5 5分5 3秒	1 5. 6 1 mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	1 4 4度2 0分4 1秒	2 4. 7 9 mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	1 4 4度0 2分1 9秒	2 0. 1 4 mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	1 4 3度2 6分1 1秒	1 9. 8 7 mの地点
⑯の地点	基点	3級基準点（北緯3 2度2 7分2 6. 5 6 2 7秒、東経1 3 0度 1 1分4 9. 9 8 8 5秒の地点）から2 8 8度4 9分2 1秒1 2 7. 0 0 mの地点	
⑰の地点	⑯の地点から	2 9 6度3 3分5 4秒	3. 1 2 mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	5 5度3 1分5 7秒	0. 5 1 mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	3 0 2度3 1分3 8秒	1 2. 1 3 mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	3 0 4度1 4分5 4秒	7. 0 3 mの地点
㉑の地点	⑳の地点から	2 7 2度4 3分0 4秒	3. 8 6 mの地点
㉒の地点	㉑の地点から	3 0 8度5 3分5 3秒	5. 4 5 mの地点
㉓の地点	㉒の地点から	2 4 5度0 3分4 9秒	0. 3 1 mの地点
㉔の地点	㉓の地点から	3 2 2度2 2分0 3秒	7. 1 6 mの地点
㉕の地点	㉔の地点から	3 1 4度0 4分2 4秒	1 8. 9 9 mの地点
㉖の地点	㉕の地点から	3 1 4度0 4分2 4秒	1 5. 5 1 mの地点
㉗の地点	㉖の地点から	1 4 2度1 0分5 9秒	2 6. 0 6 mの地点
㉘の地点	㉗の地点から	1 4 3度0 4分3 2秒	2 0. 1 2 mの地点
㉙の地点	㉘の地点から	1 4 4度4 1分0 5秒	1 6. 3 4 mの地点
㉚の地点	㉙の地点から	1 4 1度1 7分3 8秒	6. 1 7 mの地点
㉛の地点	㉚の地点から	5 6度5 2分2 8秒	2. 7 3 mの地点
㉜の地点	㉛の地点から	3 2 0度3 5分5 0秒	5. 6 3 mの地点
㉝の地点	㉜の地点から	5 5度4 1分2 4秒	1 0. 5 5 mの地点
㉞の地点	㉝の地点から	1 4 0度3 7分4 3秒	5. 8 5 mの地点

3 埋立地の用途

道路敷 6 2 7. 1 7平方メートル

4 埋立地の面積

627. 17平方メートル

意見 この埋め立て計画は、機能的な幹線道路ネットワークの形成、生活の利便性、快適性の向上、安全な歩行空間の創出による良好な都市環境の構築推進のため必要となることから、公有水面埋立免許をされることについては、何ら異議ありません。

(提案理由)

埋立免許権者に対して公有水面埋立免許に関する意見を述べようとするときは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 7 3 号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定するものとする。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
3 3 4 3	尾串鳴川線	天草市倉岳町棚底字 尾串 3 8 6 0 番 1 地 先	天草市倉岳町棚底字 鳴川 3 7 5 4 番 1 4 6 地先	2,082.0	5.6~ 35.7

(提案理由)

市道の路線を認定するには、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 7 4 号

令和 3 年度天草市一般会計補正予算（第 1 4 号）

令和 3 年度天草市の一般会計補正予算（第 1 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 149,619 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60,708,994 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		11,348,137	149,619	11,497,756
	2 国庫補助金	4,755,190	149,619	4,904,809
補正されなかった款項に係る額		49,211,238		49,211,238
歳入合計		60,559,375	149,619	60,708,994

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		20,223,842	77,973	20,301,815
	3 児童福祉費	7,705,096	77,973	7,783,069
6 商工費		2,252,742	71,646	2,324,388
	1 商工費	2,252,742	71,646	2,324,388
補正されなかった款項に係る額		38,082,791		38,082,791
歳出合計		60,559,375	149,619	60,708,994

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	3 児童福祉費	保育士等処遇改善臨時特例事業	62,567
6 商工費	1 商工費	天草宝島商品券利用促進事業	71,646

議第75号

令和3年度天草市一般会計補正予算（第15号）

令和3年度天草市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,268,535千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,977,529千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年1月31日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		22,431,916	687,219	23,119,135
	1 地方交付税	22,431,916	687,219	23,119,135
15 国庫支出金		11,497,756	377,067	11,874,823
	2 国庫補助金	4,904,809	377,067	5,281,876
16 県支出金		4,572,194	1,080	4,573,274
	2 県補助金	1,865,532	1,080	1,866,612
17 財産収入		91,883	46,667	138,550
	1 財産運用収入	81,429	46,667	128,096
18 寄附金		1,600,000	200,000	1,800,000
	1 寄附金	1,600,000	200,000	1,800,000
19 繰入金		1,394,092	△ 90	1,394,002
	2 基金繰入金	1,394,092	△ 90	1,394,002
21 諸収入		685,975	13,592	699,567
	5 雑入	678,765	13,592	692,357
22 市債		4,980,000	△ 57,000	4,923,000
	1 市債	4,980,000	△ 57,000	4,923,000
補正されなかった款項に係る額		13,455,178		13,455,178
歳入合計		60,708,994	1,268,535	61,977,529

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,636,093	554,002	12,190,095
	1 総務管理費	10,893,317	549,464	11,442,781
	4 戸籍住民基本台帳費	180,598	4,538	185,136
3 民生費		20,301,815	58,847	20,360,662
	1 社会福祉費	6,470,258	42,458	6,512,716
	4 生活保護費	1,538,572	7,222	1,545,794
	5 災害救助費	2,600	9,167	11,767
4 衛生費		6,510,933	1,075	6,512,008
	1 保健衛生費	1,492,464	1,075	1,493,539
5 農林水産業費		2,440,161	11,275	2,451,436
	1 農業費	1,527,750	1,080	1,528,830
	2 林業費	297,850	10,195	308,045
6 商工費		2,324,388	65,130	2,389,518
	1 商工費	2,324,388	65,130	2,389,518
7 土木費		3,033,315	543,497	3,576,812
	1 土木管理費	197,380	16,022	213,402
	2 道路橋梁費	1,041,075	36,600	1,077,675
	3 河川費	186,760	7,925	194,685
	4 港湾費	96,571	23,450	120,021
	5 都市計画費	1,205,455	459,500	1,664,955

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		3,654,413	34,709	3,689,122
	2 小学校費	337,563	17,100	354,663
	3 中学校費	253,909	12,600	266,509
	7 社会教育費	694,458	5,009	699,467
補正されなかった款項に係る額		10,807,876		10,807,876
歳出合計		60,708,994	1,268,535	61,977,529

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	支所要望対応事業（御所浦支所）	9,020
	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費事務経費	4,538
3 民生費	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備支援事業	15,460
	3 児童福祉費	私立保育園等整備事業	81,712
		子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	2,504
5 農林水産業費	1 農業費	農業委員会費事務経費	1,080
	3 水産業費	海岸堤防等老朽化対策事業	40,000
		水産基盤整備事業	79,000
6 商工費	1 商工費	企業誘致促進事業	14,229
		観光施設整備事業	20,000
7 土木費	1 土木管理費	宅地耐震化（変動予測調査）事業	18,000
	7 住宅費	廃屋及び空き家等対策事業	15,278
8 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	10,000
9 教育費	2 小学校費	感染症対策事業（小学校）	17,100
	3 中学校費	感染症対策事業（中学校）	12,600
	6 学校給食費	本渡学校給食センター建設事業	6,857

2 変 更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金額	事 業 名	金額
5 農林水産業費	1 農業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	127,000	補正前に同じ	129,756
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良（交付金）事業	46,606	補正前に同じ	148,145
		市道改良（単独）事業	11,000	補正前に同じ	29,000
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	407,285	補正前に同じ	824,920
		都市計画道路太田町水の平線整備事業	189,260	補正前に同じ	223,040

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宅地耐震化事業	4,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するもの による。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、又は繰上 償還もしくは低 利に借換えるこ とができる。	12,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ				
道路橋梁整備事業	312,400	〃	〃	〃	327,300	〃	〃	〃				
河川整備事業	80,700	〃	〃	〃	88,300	〃	〃	〃				
港湾改修事業	57,400	〃	〃	〃	79,700	〃	〃	〃				
街路整備事業	389,900	〃	〃	〃	594,700	〃	〃	〃				
臨時財政対策債	1,147,900	〃	〃	〃	833,300	〃	〃	〃				

議第76号

令和3年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,769千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,625,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月31日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		9,595,335	49,769	9,645,104
	1 県負担金・補助金	9,595,335	49,769	9,645,104
補正されなかった款項に係る額		2,980,368		2,980,368
歳入合計		12,575,703	49,769	12,625,472

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		14,566	49,769	64,335
	1 償還金及び還付加算金	14,566	49,769	64,335
補正されなかった款項に係る額		12,561,137		12,561,137
歳出合計		12,575,703	49,769	12,625,472

令和4年度天草市一般会計予算

令和4年度天草市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 56,326,210千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年1月31日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		7,373,047
	1 市民税	2,893,061
	2 固定資産税	3,343,927
	3 軽自動車税	291,122
	4 市たばこ税	513,000
	6 入湯税	26,000
	7 都市計画税	305,937
2 地方譲与税		558,000
	1 地方揮発油譲与税	122,000
	2 自動車重量譲与税	352,000
	3 森林環境譲与税	83,000
	4 航空機燃料譲与税	1,000
3 利子割交付金		2,000
	1 利子割交付金	2,000
4 配当割交付金		15,000
	1 配当割交付金	15,000
5 株式等譲渡所得割交付金		19,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	19,000
6 法人事業税交付金		57,000
	1 法人事業税交付金	57,000
7 地方消費税交付金		1,830,000
	1 地方消費税交付金	1,830,000

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
8 ゴルフ場利用税交付金		8,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	8,000
9 環境性能割交付金		43,000
	1 環境性能割交付金	43,000
10 地方特例交付金		25,000
	1 地方特例交付金	25,000
11 地方交付税		22,510,000
	1 地方交付税	22,510,000
12 交通安全対策特別交付金		6,000
	1 交通安全対策特別交付金	6,000
13 分担金及び負担金		241,804
	1 分担金	19,018
	2 負担金	222,786
14 使用料及び手数料		644,327
	1 使用料	462,535
	2 手数料	181,792
15 国庫支出金		7,686,279
	1 国庫負担金	5,699,448
	2 国庫補助金	1,968,623
	3 国庫委託金	18,208

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
16 県支出金		3,860,980
	1 県負担金	2,483,094
	2 県補助金	1,178,876
	3 県委託金	199,010
17 財産収入		122,747
	1 財産運用収入	88,224
	2 財産売却収入	34,523
18 寄附金		2,000,000
	1 寄附金	2,000,000
19 繰入金		2,195,704
	2 基金繰入金	2,195,704
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		656,521
	1 延滞金、加算金及び過料	3,528
	2 市預金利子	46
	3 貸付金元利収入	75,384
	4 受託事業収入	3,250
	5 雑入	574,313
22 市債		6,471,800
	1 市債	6,471,800
歳入	合計	56,326,210

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		271,792
	1 議会費	271,792
2 総務費		11,352,549
	1 総務管理費	10,617,148
	2 徴税費	324,554
	3 地籍調査費	48,719
	4 戸籍住民基本台帳費	177,683
	5 選挙費	118,537
	6 統計調査費	23,195
	7 監査委員費	42,713
3 民生費		17,231,893
	1 社会福祉費	5,085,503
	2 高齢者福祉費	4,498,824
	3 児童福祉費	6,141,729
	4 生活保護費	1,504,537
	5 災害救助費	1,300
4 衛生費		6,316,559
	1 保健衛生費	1,149,676
	2 環境費	3,284,062
	3 斎場費	129,659
	4 水道費	551,706
	5 病院費	1,083,203
	6 看護専門学校費	118,253

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 農林水産業費		2,246,901
	1 農業費	1,325,486
	2 林業費	310,679
	3 水産業費	610,736
6 商工費		2,164,488
	1 商工費	2,164,488
7 土木費		3,120,324
	1 土木管理費	186,404
	2 道路橋梁費	940,346
	3 河川費	272,768
	4 港湾費	154,783
	5 都市計画費	1,254,022
	7 住宅費	312,001
8 消防費		1,942,253
	1 消防費	1,942,253
9 教育費		4,573,360
	1 教育総務費	1,052,569
	2 小学校費	334,396
	3 中学校費	386,355
	4 幼稚園費	117,552
	6 学校給食費	2,030,086
	7 社会教育費	652,402

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
10 災害復旧費		49,710
	1 農林水産施設災害復旧費	12,500
	2 公共土木施設災害復旧費	37,210
11 公債費		7,026,381
	1 公債費	7,026,381
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出	合 計	56,326,210

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
スポーツ拠点施設整備事業	令和5年度	78,249
令和4年度農業経営安定資金利子等補給（新型コロナウイルス対策事業）	令和5年度～令和14年度	7,331
令和4年度漁業経営安定資金利子等補給（新型コロナウイルス対策事業）	令和5年度～令和14年度	16,336
令和4年度商工業設備投資資金利子補給	令和5年度～令和7年度	5,600
令和4年度中小企業・小規模事業者緊急支援資金利子補給	令和5年度～令和7年度	5,640
令和4年度起業創業支援資金利子補給	令和5年度～令和7年度	16,585

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共交通対策事業	264,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
コミュニティセンター整備事業	40,700			
体育施設整備事業	1,770,600			
庁舎整備事業	126,800			
普通財産施設整備事業	95,200			
クリーンセンター整備事業	285,600			
環境対策事業	10,000			
農業農村整備事業	114,300			
林道整備事業	25,000			
治山事業	3,200			
漁港施設整備事業	153,500			
観光施設整備事業	800,500			
住宅改修事業	90,000			
道路橋梁整備事業	242,700			
河川整備事業	133,900			
港湾改修事業	88,700			
街路整備事業	490,700			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業	7,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
消防防災施設整備事業	236,100			
小学校施設整備事業	56,100			
中学校施設整備事業	124,200			
共同調理場施設整備事業	938,800			
臨時財政対策債	373,000			
計	6,471,800			

令和4年度天草市国民健康保険特別会計予算

令和4年度天草市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,535,450千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年1月31日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,574,167
	1 国民健康保険税	1,574,167
2 使用料及び手数料		1,210
	1 使用料	10
	2 手数料	1,200
5 県支出金		9,902,384
	1 県負担金・補助金	9,902,384
6 財産収入		899
	1 財産運用収入	899
7 繰入金		1,043,318
	1 一般会計繰入金	1,018,318
	2 基金繰入金	25,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		13,471
	1 延滞金、加算金及び過料	4,100
	2 預金利子	4
	3 雑入	9,367
歳入	合計	12,535,450

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		143,771
	1 総務管理費	125,266
	2 徴税費	8,309
	3 運営協議会費	518
	4 国民健康保険特別対策事業費	9,678
2 保険給付費		9,543,072
	1 療養諸費	8,189,720
	2 高額療養費	1,329,812
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	19,740
	5 葬祭諸費	3,400
	6 傷病手当金	100
3 国民健康保険事業費納付金		2,680,255
	1 医療給付費分	1,924,569
	2 後期高齢者支援金等分	536,218
	3 介護納付金分	219,468
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
6 保健事業費		136,347
	1 保健事業費	11,766
	2 特定健康診査等事業費	101,943
	3 総合保健施設事業費	22,638

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
7 基金積立金		899
	1 基金積立金	899
9 諸支出金		11,101
	1 償還金及び還付加算金	10,001
	2 繰出金	1,100
10 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	12,535,450

令和4年度天草市介護保険特別会計予算

令和4年度天草市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,820,013千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年1月31日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,801,326
	1 介護保険料	1,801,326
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		3,232,107
	1 国庫負担金	1,966,078
	2 国庫補助金	1,266,029
4 支払基金交付金		3,049,632
	1 支払基金交付金	3,049,632
5 県支出金		1,685,886
	1 県負担金	1,597,806
	2 県補助金	88,080
6 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
7 繰入金		2,049,893
	1 一般会計繰入金	1,891,893
	2 基金繰入金	158,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		468
	1 延滞金、加算金及び過料	120
	2 預金利子	1
	3 雑入	347
歳入	合計	11,820,013

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		246,679
	1 総務管理費	146,566
	2 徴収費	4,765
	3 介護認定審査会費	91,114
	4 趣旨普及費	424
	5 計画策定委員会費	3,810
2 保険給付費		10,965,800
	1 介護サービス等諸費	9,884,500
	2 介護予防サービス等諸費	328,100
	3 その他諸費	10,000
	4 高額介護サービス等費	253,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	41,000
	6 特定入所者介護サービス等費	449,200
5 地域支援事業費		572,972
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	329,136
	2 包括的支援事業・任意事業費	243,836
6 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
7 公債費		500
	1 公債費	500
8 諸支出金		3,001
	1 償還金及び還付加算金	3,001

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
9 予備費		30,561
	1 予備費	30,561
歳出	合計	11,820,013

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料	令和5年度	3,597

議第 80 号

令和 4 年度天草市後期高齢者医療特別会計予算

令和 4 年度天草市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 461, 802 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 1 月 31 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		898,175
	1 後期高齢者医療保険料	898,175
2 使用料及び手数料		125
	1 手数料	125
4 繰入金		503,954
	1 一般会計繰入金	503,954
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		59,547
	1 延滞金、加算金及び過料	34
	2 預金利子	1
	3 償還金及び還付加算金	1,000
	4 雑入	58,512
歳入	合計	1,461,802

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		43,450
	1 総務管理費	41,596
	2 徴収費	1,854
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,373,171
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,373,171
3 保健事業費		43,681
	1 保健事業費	43,681
4 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,461,802

議第 8 1 号

令和 4 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

令和 4 年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 8, 8 9 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4, 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 使用料及び手数料		59,886
	1 使用料	59,886
6 繰入金		59,011
	1 一般会計繰入金	59,011
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入	合計	118,898

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 浄化槽市町村整備推進事業費		99,640
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	99,640
3 公債費		18,258
	1 公債費	18,258
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	118,898

議第 8 2 号

令和 4 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算

令和 4 年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 4 3, 0 6 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療収入		101,244
	1 診療収入	101,244
2 使用料及び手数料		715
	1 手数料	715
3 国庫支出金		1,287
	1 国庫補助金	1,287
5 財産収入		177
	1 財産運用収入	176
	2 財産売払収入	1
6 繰入金		169,942
	1 一般会計繰入金	169,942
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		8,900
	1 諸収入	8,900
9 市債		60,800
	1 市債	60,800
歳入	合計	343,066

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務管理費		249,790
	1 総務管理費	249,790
2 医業費		44,970
	1 医業費	44,970
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
4 公債費		47,705
	1 公債費	47,705
5 予備費		600
	1 予備費	600
歳 出	合 計	343,066

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国民健康保険診療施設整備事業	60,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。

議第 8 3 号

令和 4 年度天草市斎場事業特別会計予算

令和 4 年度天草市の斎場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3 8, 1 9 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		8,510
	1 使用料	8,510
2 財産収入		22
	1 財産運用収入	22
3 繰入金		129,659
	1 繰入金	129,659
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	2 雑入	1
歳入	合計	138,193

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 斎場事業費		59,288
	1 斎場事業費	59,288
2 公債費		76,905
	1 公債費	76,905
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	138,193

議第 8 4 号

令和 4 年度天草市一町田財産区特別会計予算

令和 4 年度天草市の一町田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2, 5 9 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		76
	1 財産運用収入	74
	2 財産売却収入	2
2 繰越金		12,514
	1 繰越金	12,514
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		12,592

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,345
	1 総務管理費	1,345
2 予備費		11,247
	1 予備費	11,247
歳出合計		12,592

議第 8 5 号

令和 4 年度天草市新合財産区特別会計予算

令和 4 年度天草市の新合財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 2 9 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 1 月 3 1 日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		2
	1 財産売却収入	2
2 繰越金		1,287
	1 繰越金	1,287
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入	合計	1,291

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		332
	1 総務管理費	332
2 予備費		959
	1 予備費	959
歳出	合計	1,291

令和 4 年度天草市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度天草市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		258 床
一般病床		165 床
療養病床		73 床
結核病床		20 床
(2) 延患者数		218,926 人
入院患者数	一般病床	54,750 人
	療養病床	25,915 人
	結核病床	2,190 人
外来患者数	一般外来	128,627 人
	介護サービス	7,444 人

(3) 一日平均患者数		691 人
入院患者数	一般病床	150 人
	療養病床	71 人
	結核病床	6 人
外来患者数	一般外来	439 人
	介護サービス	25 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			4,122,656 千円
第1項 医業収益			3,401,058 千円
第2項 医業外収益			721,586 千円
第3項 特別利益			12 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			4,034,089 千円
第1項 医業費用			3,973,732 千円
第2項 医業外費用			59,549 千円
第3項 特別損失			8 千円
第4項 予備費			800 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 303,379 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,964 千円、過年度分損益勘定留保資金 301,415 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	448,490 千円
第1項 企業債	297,600 千円
第2項 他会計負担金	134,711 千円
第3項 他会計補助金	1,100 千円
第4項 県補助金	15,079 千円

支 出

第1款 資本的支出	751,869 千円
第1項 建設改良費	432,011 千円
第2項 企業債償還金	319,858 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設整備事業及び 医療機器整備事業	297,600 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

2,705,242 千円

(2) 交 際 費

627 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
病院事業収益	医業外収益	18,150 千円	研究研修費、児童手当等に要する経費等の一部を補助するため(一般会計)
資本的収入	他会計補助金	1,100 千円	国保直診施設が行う医療機器整備事業を補助するため(国民健康保険特別会計)
合計		19,250 千円	

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、372,884 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医療機器	デジタルX線TVシステム	一式

令和4年1月31日提出

天草市長 馬場 昭治

令和 4 年度天草市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度天草市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	31,184 戸
(2) 年間総給水量	7,998,733 m ³
(3) 一日平均給水量	21,914 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路整備事業	351,935 千円
イ 施設整備事業	160,350 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第 1 款 事業収益	2,331,084 千円
第 1 項 営業収益	1,861,392 千円
第 2 項 営業外収益	469,682 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 事業費		2,249,405 千円
第 1 項 営業費用		2,099,595 千円
第 2 項 営業外費用		148,970 千円
第 3 項 特別損失		640 千円
第 4 項 予備費		200 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,194,849 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 62,828 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,132,021 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入		384,236 千円
第 1 項 企業債		151,000 千円
第 2 項 出資金		222,886 千円
第 3 項 工事負担金		10,350 千円

支 出

第 1 款 資本的支出		1,579,085 千円
第 1 項 建設改良費		728,035 千円
第 2 項 企業債償還金		851,050 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	151,000 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

150,738 千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	268,820 千円	水道事業会計の経営基盤確立のため。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和4年1月31日提出

天草市長 馬場 昭治

令和 4 年度天草市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度天草市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	13,022 戸
(2) 年間総処理水量	4,273,500 m ³
(3) 一日平均処理水量	11,708 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設改良事業	133,033 千円
イ ポンプ場建設改良事業	182,373 千円
ウ 処理場建設改良事業	295,538 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,875,275 千円
第1項 営業収益	826,276 千円
第2項 営業外収益	1,045,970 千円
第3項 特別利益	3,029 千円

支 出

第1款 事業費	1,834,034 千円
第1項 営業費用	1,734,182 千円
第2項 営業外費用	91,093 千円
第3項 特別損失	7,759 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額629,091千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,602千円、過年度分損益勘定留保資金357,406千円、当年度分損益勘定留保資金242,083千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	594,483 千円
第1項 企業債	298,300 千円
第2項 補助金	263,400 千円

第3項 受益者負担金及び分担金	11,013 千円
第4項 工事負担金	21,770 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,223,574 千円
第1項 建設改良費	611,501 千円
第2項 企業債償還金	610,861 千円
第3項 返還金	1,212 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく利子補給 (令和4年度)	令和5年度～令和9年度	551 千円
	年度別内訳	
	令和5年度	196 千円
	令和6年度	152 千円
	令和7年度	111 千円
	令和8年度	68 千円
	令和9年度	24 千円
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく損失補償	金融機関が補償の履行日として指定する期間	天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づき改造工事を行う者

		に対し、金融機関が1箇所(世帯)につき700千円以内で貸付けた融資総額の50%を限度に損失補償
--	--	---

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	298,300千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

104,639 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	539,622 千円	下水道事業会計の経営基盤確立のため。
資本的収入	補助金	61,580 千円	

令和4年1月31日提出

天草市長 馬場 昭治